

令和4年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

令和4年12月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
11番	濱 眞理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員（1名）

10番 坂口 徹

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	安全安心課長	曾 谷 博一
政策財政課長	真 弓 啓	住民生活部長	栗 本 公生
住民生活部次長	北 典 子	福 祉 課 長	中 原 潤
子育て支援課長	中 尾 歩美	環境対策課長	東 浦 寿也
都市建設部長	上 田 俊雄	建設農林課長	手 塚 仁
都市創生課長	福 居 哲也	会 計 管 理 者	安 藤 晴康
教 育 次 長	本 庄 徳光	教委総務課長	松 岡 洋右

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

[1] 12番 木澤議員

1. マイナンバーカード交付率と地方交付税算定を連動させる政府方針について
 - (1) 地方交付税制度の趣旨に反するものだと考えるが町の見解は。
 - (2) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定要件に加える政府の方針に対して町として異議を唱えるべきだと考えるが町の見解は。
2. 多子世帯学校給食費助成制度について
 - (1) 第二子の給食費を半額に、第三子以降の給食費を無償化するのにかかる費用について。
 - (2) 子育て支援策の一環として、できるところから実施していくべきだと考えるが町の見解は。
3. 深夜の救急搬送から帰宅する際の交通手段の確保について
 - (1) 西和医療センターへ深夜の時間帯に救急搬送されている件数について。
 - (2) 深夜時間帯にタクシーがなく、救急搬送後に家に帰れないという声があるが、西和医療センターとタクシー会社で協定を結ぶなどして帰りの交通手段を確保できるよう町から県に働きかけをしていただきたいと考えるが町の見解は。
4. 感震ブレーカー設置費助成制度について
 - (1) 感震ブレーカーに対する町の認識について。
 - (2) 安全・安心の町づくりの観点から町として設置費用を助成して感震ブレーカーの普及を図るべきだと考えるが町の見解は。

[2] 1番 溝部議員

1. 学校生活における障害児への合理的配慮について
 - (1) 学習の支援に対する現状と課題について。
 - (2) 障害への理解促進への取り組みについて。
 - (3) 国からの通達に対して斑鳩町の対応について。
 - (4) 今後の支援員の配置などについて。
2. 空き家、空き地の除草除去について
 - (1) 空き家、分譲地などの樹木と雑草の管理状況と指導体制について。

(2) 住民からの除草除去に対してどのように対応しているか。

(3) 応じないケースの対応について。

(4) 行政代執行はどのようにして行われるのか。

3. 職員の心の健康について

(1) ハラスメントの防止について。

(2) トップのリーダーシップについて。

[3] 11番 濱議員

1. 生理の貧困対策について

(1) 住民や子どもたちへの生理用品の配布支援事業についての町の考え方について。

(2) 町福祉課及び社会福祉協議会、小中学校での生理用品の配布申し出の現況について。

(3) 配布開始からの推移について。

(4) 配布している生理用品は災害時のための備蓄を利用しているが、品質や使用期限についてはどうですか。

(5) 町への住民からの意見は届いているか。

(6) 学校トイレ内への設置をしない理由はこれまでの回答と同じですか。

2. 町内の公園について

(1) 町内の公園の現況について。

① 箇所数・規模・遊具等・手洗い場・トイレ・駐車場・清掃等の管理等について。

② 自治会等との関連について。

3. 補聴器購入補助について

(1) 補助の現況について。

(2) 実際に購入された金額について。

(3) 購入初期の調整費用は含まれているのか。

(4) 補助の増額への取り組みについて。

[4] 7番 嶋田議員

1. 安堵・斑鳩・王寺線の進捗状況について

- (1) 法隆寺駅整備との兼ね合いについて。
2. 送迎バスの児童置き去りにについて
 - (1) 開園が予定されている認定こども園において及び私立幼稚園の状況について。
3. 生き生きプラザ斑鳩の幼児・児童の利用状況について
 - (1) 子育て中の親子の利用状況について。
 - (2) 子ども交流施設あるいは子ども支援の観点から、さらに充実した施設について。

〔5〕 2番 齋藤議員

1. 住民参加のまちづくりについて
 - (1) 住民からの情報の件数及び住民の声の庁舎内での共有や行政への反映について。
 - (2) 審議会等に関する公表ルールづくりと公募審議委員を増やすことや公募審議委員のいない審議会等には公募枠を設けることについて。
2. 子育て環境の充実について
 - (1) 親や子どもが交流する場を増やし、親子が孤立しない仕組みづくりについて。
 - (2) 子ども夏祭りの再開について。
3. 生涯学習活動の助成について
 - (1) 斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱を活用している自治会数及び事業別の数について。
 - (2) 生涯学習活動補助金を助成する具体的事業について。
 - (3) 公平で広く多くの自治会が活用できる制度への改正について。
 - (4) 自治会以外への生涯学習活動助成について。
4. 花と緑のまちづくりの推進について
 - (1) 花と緑のまちづくりについて、斑鳩町に相応しい制度や事業のあり方について。

〔6〕 9番 横田議員

1. 防災機能の強化について

- (1) 消防水利の基準について。
 - (2) 開発行為における消火栓及び防火水槽計画基準について。
 - (3) 消火栓・防火水槽の計画的な設置について。
 - (4) 消火栓・防火水槽の維持管理について。
2. 防犯活動の強化について
 - (1) 自治会管理の防犯灯更新について。
 - (2) 維持管理における手続き等の負担軽減策について。
 3. 歴史的風致維持向上計画進捗について
 - (1) 町内に残されている伝統的行事についてのリストアップや情報発信の進捗状況。
 - (2) 斑鳩神社・龍田神社の秋祭りに見る歴史的風致について、無形民俗文化財の登録調査検討の文化財保存活用地域計画を通じての進捗状況。

〔7〕 13番 奥村議員

1. パートナーシップ制度の取り組みについて
 - (1) 性的マイノリティについての理解と取り組みについて。
 - (2) パートナーシップ制度の導入時期について。

〔8〕 6番 大森議員

1. 斑鳩町道路計画について
 - (1) 計画道路の進捗状況について。
(大和川堤防線や遊水地へのアクセス道路について)
2. 都市計画道路の見直しについて
 - (1) 今年度の広域都市道路の見直しについて。
 - (2) 斑鳩町がどのようなビジョンを持って道路計画を進めていくのか。

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

なお、坂口議員から欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） おはようございます。それでは通告書に基づき私の一般質問をさせていただきますと思います。

1点目は、マイナンバーカードの交付率と地方交付税算定を連動させる政府方針についてということです。

政府は、令和4年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを取得させる目標を掲げ、マイナンバーカード交付率が全国平均を下回るなどしている自治体を重点的フォローアップ対象団体に選出し、マイナンバーカード普及の全国順位を載せた自治体交付率一覧表の提供を令和4年5月から開始しました。さらに6月には、当時の総務大臣が自治体ごとのマイナンバーカードの交付率に応じて、令和5年度から地方交付税の算定に差をつける方針を明らかにしました。地方交付税は全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を補償するために国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で財源の不均衡を調整するものであり、地方交付税の算定について国が恣意的な要件を加えることは、制度の趣旨に反するものと考えますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。お答えさせていただきます。

地方交付税は先ほども質問者もおっしゃいましたとおり、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を補償するため、本来、地方の税収入とすべきところを国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税という性格を持っています。

例えば、行政改革で様々な努力をしたそのご褒美を増やすということではなく、行政改革の結果が出てるといことは行政改革にとりくむための様々な経費がかかっており、その財政需要を客観指標に基づいて算定する仕組みとなっております。

このたびの政府の検討は、今後、カードの普及が進んだ自治体においてはカードを活用した行政サービスを含む地域のデジタル化に係るとりくみが、他の自治体と比べてより一層、展開される状況を踏まえて行われるものと認識しており、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標との観点から検討されていくものと考えております。

そうしたことから、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体のとりくみをしっかりと支えるという考え方で検討が進められているものと承知しており、普通交付税の考え方に沿っているものと考えています。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も当時、発表を見て、交付率が少ない自治体が不利益を受けるようなことになるのではないかというふうに非常に心配をしています。

やはり当時の総務大臣の発表以降、他の自治体、全国の自治体から、カードの普及と絡めるのは筋違いだという批判の声が上がっておりまして、マイナンバーカードの交付率によって自治体間の競争をあおるようなことを国がするようなことは私もおかしいと思いますし、地方交付税の算定要件に加えるということが、今、部長が答弁していただきましたけど、詳細がまだ明らかになっていない状況の中で、やはりきちっと国の姿勢に対して町からものを言っていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

ちなみにですけども、参考にお聞きしたいのですが、今、国のマイナンバーカードの交付率と当町の交付率を把握していれば、教えていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町の交付率でございますが、令和4年10月末時点で49.8%となっております。なお、全国の交付率は51.1%となっているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 若干ですけども、国よりも少ない状況であります。そうした不安がある中で、2点目の質問になるんですけども、マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定要件に加えるという政府の方針に対して、町として異議を唱えるべきだというふうに考えています。これはきちっとですね、町長が国に対して抗議をしていただきたいというふうに考えますけども、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） マイナンバーカードの交付率についてのご質問でございます。

このマイナンバーカードの交付率の普通交付税の算定の反映につきましては、地域のデ

デジタル化に向けた自治体のとりくみに係る需要を的確に反映していただくとともに、地方交付税への依存度の高い小規模市町村の財源確保に影響が生じることのないよう配慮していただきたいというふうに考えているところでございます。

また、普通交付税は市町村にとって非常に大事な財源でございますので、丁寧な説明をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 説明を求めていきたいということですが、先ほど、心配した懸念が、やはりそのとおりになる可能性もないことでもないですので、この国の動向については注視をしていただいて、やはりおかしなことになりそうなきにはきちっと声をあげていただきたいというふうに思いますので、その点についてはお願いをしておきます。

そうしましたらこの質問は終わります。では2点目に移ります。

2点目は、多子世帯学校給食費助成制度についてです。これまで、私、学校給食の費用について、いくつかの形で保護者の負担軽減を求めてきました。以前は、当初予算の修正を行い、給食補助金を増額するという提案や、あと、完全に無償化するという提案、そして今回の多子世帯への助成制度などいろいろな提案をさせていただいていますが、最終的な目標は学校給食の完全無償化です。我が党が発行している新聞赤旗が調査をしております、12月3日の時点で小中学校とも学校給食を無償にしている自治体が全国で256自治体あり、小学校のみは6自治体、中学校のみは11自治体であり、全国的に学校給食の無償化が広がっています。これまでは過疎化の激しい自治体でのとりくみが多かったのですが、前回の質問でも紹介しましたが、人口27万人の青森市や人口13万人の山口県岩国市ではすでに無償化を実施しており、来年度から東京都葛飾区や千葉県の市川市、これはどちらも人口四十数万人規模のところですが、人口規模の大きい自治体でも無償化が進んできているというのが特徴です。現在、斑鳩町では国のコロナ交付金を活用して学校給食費を無償化しており、今回の補正予算で期間を延長するという対応をとられており、この点については保護者の皆さんからも喜びの声が聞かれ、町の対応を評価させていただいております。さらに、保護者からは喜びの声とともに、一時的なとりくみではなく継続的なとりくみにしてほしいとの声が寄せられています。他の自治体では、来年度もこれを一時的なものではなく継続すると表明されている自治体もあり、当町でもぜひ検討していただきたいと思います。そこで、現在の物価高騰のとりくみについても触れましたが、今回の一般質問では一時的な対応でなく、新たに制度を創設し、学校給食に係る保護者の費用負担軽減策を充実していこうという提案です。冒頭にも述べましたように、最終的な目標

は完全無償化です。しかし、これまでの質問で、当町の小・中学校の給食費を全て無償化しようとするとおよそ1億円という財源が毎年必要になります。これはすぐに実現できるかという、私もさすがにそれは厳しいというふうに思っていますので、完全無償化へ向け国、県にも働きかけながら、町としてできるところから充実をしていくべきだというふうに考え、現実的な提案をさせていただきたいと思います。

先ほど、全国的に完全無償化が進んでいると話をしましたが、それ以外にも保護者の負担軽減策として、中学校3年生だけ無償化しているところであったり、半額補助という形で実施している自治体や、また今回、質問で取り上げている、第二子半額、第三子以降無償としている自治体があります。で、ですね、調べましたところ、近隣では広陵町さんが第三子以降の児童生徒に対して、給食費に相当する月額4千円を助成しているということがわかりました。そうした中で、当町でこのとりくみをしたら、いったいどれくらい費用がかかるのか、それを確認させていただき、今後のとりくみについて議論をさせていただこうと考えます。

それではまず、1点目の学校給食費について、第二子を半額にした場合と、第三子を無償化した場合に係る費用についてお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。それでは、第二子の給食費を半額に、第三子以降の給食費を無償化するのに係る費用についてのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。本年度、町立小・中学校に在学中で、学校給食費をご負担いただく対象となる児童生徒のうち、第二子にあたる児童生徒数につきましては概算で約600名、第三子以降にあたる児童生徒数につきましては約80名在籍をしている状況となっております。仮に、第二子以降の給食費を半額にした場合、概算で年間約1,430万円、また、第三子以降の給食費を無償化とした場合につきましては、概算で年間約360万円、合計では年間で約1,790万円程度の費用がかかると、このようになっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先ほど言いましたように、いきなり1億円というのは難しい、厳しいと思うんですが、ただいま確認した金額であれば、例えば、いきなり第二子、第三子と全部しなくても、まず第三子以降の無償化であれば360万円あればできるということですので、これでしたら町単独でも実施できるんじゃないかなというふうに思います。

今後ますます少子化が進んでいくということが予想される中で、さらなる子育て支援の

一環として、できるところから実施していったらいいかというふうに考えますが、町の見解はいかがでしょう。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 子育て支援策の一環として、多子世帯の学校給食費の負担減について、できることから実施をされてはという提案でございます。

まず、経済的な理由により小中学校への就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対しましては、生活保護や就学援助の制度により給食費の負担は無償となっております。また、本町におきましては町独自の施策として、1食当たり30円の補助金を学校給食費等会計に交付をしております、広く保護者の経済的負担を軽減いたしますとともに、児童生徒等の食育の推進及び体位の向上を図っているところでございます。

さらに、令和4年度には、先ほど質問者もおっしゃっていただきましたエネルギー、食料品価格等の高騰の影響を受ける家庭の経済的な負担の軽減を図るため、その緊急対策として国の交付金を活用し、学校給食費の無償化の実施や、学校給食補助金のかさ上げといたしまして、1食当たり50円に増額するなどのとりくみを行っております。このように本町といたしましては、とりわけ子育て支援に重点を置きながら、学校給食費に係る負担の軽減に努めているところでございます。

こうした状況の中で、さらに多子世帯への学校給食費の軽減や無償化となりますと、限られた財源の中で現実、実現は難しいものと、このように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いろいろなやり方はありますし、ただいま次長がおっしゃいましたように給食補助金、当町も実施をしております。そのやり方は別にいいんですけども、例えば、3人子どもさんが同時に在学をしていると、1人1か月4千円として3人だったら1万2千円という大きな負担になりまして、就学援助等を受けられているご家庭については負担はないんですけども、このぎりぎりにいてるところの家庭のほうが負担がものすごく大きくなるという話も聞きますし、そうした形で新たに支援をしていくということが、子育て支援策として私は必要ではないかなというふうに思っています。確かに限られた財源ではありますけども、じゃあ360万円出せないのかというと、私はやりようによっては出せるというふうに思っています。当然、今、やっていただいている給食費補助金の制度はそのまま現存していただきたいですし、その金額を引き上げていくという考え方もできないことはないんですけども、さらにそれに上乗せして完全無償化に向けて、私はさらなる支援を行っていただきたいというふうに思っています。次長のほうから、今の

財政の状況の下では難しいという答弁でしたけども、検討してほしいというふうにとどめておきたいと思えますけども、これはまた改めて質問しますので、今日のところは終わっておきます。また3月の予算審査のときにもきちっと話をさせていただこうと思えますので、そのときには町長、よろしくお願いします。

それでは、2点目については、これで終わります。3点目の質問に移ります。

3点目は、深夜の救急搬送から帰宅する際の交通手段の確保について挙げさせていただいています。夜中に救急搬送され、その後、回復するなりして家に帰れるようになった際に、帰りのタクシーがなく非常に困ったという声を町民の方からお聞きしました。

昨年の住民団体の皆さんから直接、町に対して同じ要望が出されていたというふうには思いませんけども、今回その後、私自身、全く同じ話を町民の方からお聞きしまして、私がお聞きしたのは、ご高齢の方ですが、深夜の時間帯に救急車で西和医療センターに搬送され、その後、帰れるようになったのですが、タクシーがなく万代の近くまで歩いて帰ったというふうにおっしゃっておられました。救急車で搬送された方が歩いて帰れるくらいまで回復されたのは非常によかったというふうに思うのですが、ご高齢の方が深夜にあの距離を歩いて帰られたということを知って、非常に怖いなというふうに思いました。やはり帰りにまた体調が悪くなったりとか事故に遭われたりとかしないかなというふうに非常に不安になり、これはやはり問題だというふうに考えて、今回質問にあげさせていただいたんです。そうした中で対応を求めていきたいと思うんですけども、まず1点目に、西和医療センターへの深夜の時間帯に救急搬送されている方がどれくらいいるのかという点について、まず確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 深夜時間帯における西和医療センターへの救急搬送についてのご質問でございます。奈良県広域消防組合による令和3年の実績で申し上げますと、全日の全救急出場件数は4万9,674件で、うち西和医療センターへの救急搬送は2,095件となっております。このうちご質問の午前0時台から明け方4時台までの時間帯での西和医療センターへの救急搬送は、全救急出場件数4,257件のうち194件となっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 西和医療センターへの0時から4時までの時間帯の救急搬送が194件ということですので、だいたい2日に1件以上ですね。重なるときもあるでしょうけど、だいたいそれくらいの件数で、やはり2日に1件以上は搬送されているということ

で、深夜の時間帯にタクシーがなく救急搬送後に帰れないという声に対してどういった対応ができるのかなというふうに考えたんですけども、いろいろ調べてみますと、どうやらほかの地域では総合病院などの大きな病院というのは、病院自体がタクシー会社と提携をして、深夜の時間帯でも来ているようにしているということでしたので、今回の話で言うと、救急搬送される病院というのは西和医療センター以外にもあるんですけども、町民の方からお聞きするのはやはり西和医療センターへということでしたので、この西和医療センターがタクシー会社と協定を結ぶなどして、深夜の時間帯でも来てもらえるように、町から県に働きかけをしていただきたいというふうに考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 深夜の救急搬送から帰宅する際の交通手段の確保についてのご質問でございます。西和医療センターではそういった統計は取られていないため、正確な状況は把握できませんが、可能な範囲で情報収集を行っていただいたところ、月に1、2名程度の方がおられたとお聞きしております。また、そういった方に対しましては、西和医療センターのほうでは24時間対応のタクシーを紹介されているとのことでございます。

ただ、配車の都合により利用ができない場合もあることから、帰宅できない場合には交通手段が確保できるまで待合室などで待機できるように配慮されているところでございます。そうしたことから町といたしましては、西和医療センターに対しまして、引き続き、待機できるスペース等を設けていただくなどの配慮をお願いしますとともに、奈良県に対しましては、深夜の救急搬送から帰宅をする際の交通手段の確保について、不安のお声をいただいていることについてお伝えさせていただき、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長の答弁ですと、タクシーはないことはない、あるんだと。月に1から2名ということでおっしゃった部分が、私、聞き逃したんですけど、これはどういった方が、1から2名と。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 月に1、2名程度の方がいわゆる深夜の時間帯に交通手段がなく待っておられる方がおられますよということをお聞きしているということです。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そういう形でタクシーの手配をして、来るのを待っているという

ことかなと思うんですけど。そうでなくて、朝までもうタクシーがつかまらないから始発まで待っているということでしょうか。ちょっともう一回、お聞かせいただけますか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） そこまで詳しいお話をお聞きさせていただいたところではございませんが、そういった配車の都合もございまして、そういった関係で1、2名の方はそこまで待っておられると。中にはいわゆる始発に乗って帰られる方もおられますし、いわゆる4時頃になったら、6時からタクシーのほうは一般タクシーも走っているみたいなので、そこまで待っておられる方もおられるというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は町民の皆さんからお聞きする中で、もう全くタクシーがないんやと、その時間帯に、そういうふうに思ってたけど、そうではないということはわかりましたので、また改めてそのお話をお聞かせいただいた方に、もうちょっと詳しく、どういう状況であって、タクシーの手配ができなかったのかということも聞いてみたいと思います。町のほうから県にそのような形で不安の声があるということでおっしゃっていただけるということですので、さらに詳しく私も話をお聞きして、どういった対応を求めておられるのか、そういう点についてもまたお聞きして町のほうにもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

そうしましたら、この質問についても以上で終わります。次に4点目の質問に移らせていただきます。4点目は、感震ブレーカーの設置費助成制度についてということです。

この質問は以前にも同僚議員が行っていますが、大規模地震に際し、家屋等の倒壊による被害だけでなく、その後に火災が発生し大規模火災となるケースがあり、地震を感知して自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を進める自治体が広がっています。

南海トラフ地震が今、いつ起きてもおかしくないという状況の下、町民の生命、財産を守るため防災減災の効果的な対策を進めていく必要があると考えます。

以前に同僚議員が質問された際に、感震ブレーカー設置の必要性は認めるものの、町として設置費用に対する助成を考えていないという答弁であったと思いますが、改めて、今回、町の見解をお尋ねしたいと思って質問にあげさせていただきました。

それではまず1点目の感震ブレーカーに対する町の見解についてお尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカーに対する町の見解についてのご質問でございます。大規模地震時における火災の発生原因について、消防庁の資料によると東日本大震災

における本震による火災で、原因が特定された108件のうち過半数の58件が電気関係の出火とされているところがございます。そうしたことから国においては、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもと大規模地震の備えとして、感震ブレーカーの普及啓発が進められているところがございます。また本町では、地震等による復旧後の通電火災の予防対策として、地震と火災発生時には電気のブレーカーを切って避難することを心がけていただくよう周知を行うとともに、感震ブレーカーの設置の有効性について、広報紙への記事の掲載、出前講座、防災訓練の際などを通じ、また、奈良県広域消防組合など関係機関と連携を図りながら、周知啓発にとりくんでいるところがございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 啓発、周知等にはとりくんでおられるということですが、実際には、じゃあそれで設置していただいている件数がどれくらいあるのかなというふうに思うのですが、町も把握はされていないというふうに思いますが、これも県下の自治体の中で以前、3つの自治体、三宅町さんと広陵町さんと、もうひとつどこかとりくまれていたというふうに思うんですけど、私、広陵町さんのとりくみについて、担当課の方にちょっとお話をお聞きしたんです。広陵町さんは、平成30年からこの制度を始められてまして、当然、各ご家庭からの申請について受付をされているんですけども、それだけじゃなくて自治会に対して、例えば、木造建築が多いような地域の自治会に町が出向いて行って、その地域の中で一定の申請をしてほしいという話をして、そこに町が補助金をつけて、1自治会20件から30件申請をしてもらって、面的にそういう感震ブレーカーを設置して、地震後の火災を防いでいるというとりくみをされていると話をお聞きしまして、年間でもいい2自治会で60件くらいの予算を組んで、この間、とりくみをしてきておられまして、令和5年度、今年度はちょっと事情があって申請件数は少ないんですけども、これまでに170件設置をしているというふうにお聞きをしました。

当町としても当然、周知、啓発、必要性を認識してそういうとりくみをするのはいいと思うんですけど、実際に効果的なとりくみをしていく、先ほど、申しあげました減災、防災のとりくみですね、この間、耐震改修計画を町はつくって、これは倒壊防止とかそっちのほうになりますけども、目標をかなりの件数があったと思うんです。それに対して、町もいろいろ工夫しながら耐震化を進めようということやってきていただいていますけども、耐震改修というのは本人さんの費用負担がかなり大きいものですから、そんなに思うように進まないということもありまして、それだったら、この感震ブレーカーについては倒壊を防ぐものではないですけども、二次災害、火災を防ぐという点では減災、防災のと

りくみとしては、私は非常に効果が見込めるものだというふうに思うんです。ですので、今ちょっと、物自体が入ってこないというふうにおっしゃっていただきましたので、すぐにこれが進められるかというのは難しいところがあると思うんですけど、広陵町さんのとりくみに学んで、斑鳩町としてもやはり積極的に進めていくと。そうなったときに、周知、啓発だけではなかなかやはりとりくんでもらえないというふうに思うんです。そこで、町が一定の補助金を出しますよと。ですので、皆さん、一緒に感震ブレーカーを設置して、災害、減災、防災のとりくみを進めましょうよという前向きな姿勢をもってですね、進めていただきたいなあというふうに思います。広陵町さんに聞くと、向こうは人口がちょっと多いですけど、だいたい年間150万円くらいの予算でというふうにおっしゃっていただきましたので、これはやはり斑鳩町でできない数字ではないというふうに思いますし、非常に効果が見込めるとりくみだというふうに思いますので、ぜひその補助制度を創設して進めていただきたいなあというふうに思うのですが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 感震ブレーカー設置の助成に関するご質問でございます。

電気火災を防ぐ上で感震ブレーカーの設置は有効的な手段であります。最も重要なことはブレーカーを切って避難することでございます。そうしたことから、町といたしましては引き続き、そのことの周知、啓発に重点を置きまして、そのとりくみを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これもまた繰り返しの質問が必要になるかなというふうに思いますが、前回の答弁の中でも、地震の際にはブレーカーを切って逃げていただくようにということで、いろいろ町民の皆さんにも啓発をしていただいているというふうにおっしゃっていましたが、実際に地震の際に、ブレーカーを切って逃げる余裕があるのかという点についてはできないこともありますし、それができない方もいらっしゃいますので、そういう方々もやはりすぐ避難するということが必要ですし、そうしたときにやはり効果的なものになりますので、先ほど申しあげましたように、ぜひ町としても制度をつくって前向きに減災、防災のとりくみを進めていってほしいと思うんです。これはちょっと川の溢水のほうになりますけど、この間、町内で水を貯めて川の溢水、水害を防ぐというそういう具体的なとりくみができているんですけど、なかなか地震の際に被害を減らすということについて具体的に進めてこれていないと、起こった際の避難所の整備とか備蓄というのは進めてこれていますが、減災のとりくみって難しいんですね。

これはやはり、効果が見込めるとりくみだと思っておりますので、これはきっちりまた今後、検討していただきたいと思っております。今すぐやります、やりませんという答弁をしていただかなくても結構ですので、これもまた改めて質問しますので、今日は要望にとどめておきたいと思っております。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

まずひとつ目として、学校における障害のある支援の必要な児童生徒への合理的配慮についてということでございます。

令和4年4月27日付で、文部科学省から、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知が出されました。この通知文においては、文科省が、昨年度実施した実態調査をもとに、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があるとし、各教育委員会等に対して、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を行うということを求めています。このことについて斑鳩町としての見解等について順にお伺いし、そして要望させていただきたいと思っております。

それでは最初にひとつ目として、斑鳩町の現在の支援を要する児童生徒への学習と、支援に対する現状と課題についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 支援を要する児童生徒への学習の支援に対する現状、また課題についてのご質問でございます。

初めに、特別支援教育に関する現状についてでございます。特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的なとりくみを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもの可能性を最大限伸ばすことを目的としております。本町の教育現場におきましても、この目的の趣旨に照らし、児童生徒の特性について町教育支援委員会や関係機関で検討を行い、保護者や児童生徒本人の意向を踏まえまして、特別支援学級への入級を決定をしております。特別支援学級では、障害の種別ごとの少人数で学級を編制し、子ども一人ひとりの支援計画を定め、特性に応じた教育を行っております。また、通常学級に在籍しほとんどの授業を通常学級で受けながら、

それぞれの特性に応じた指導を行う通級指導教室を現在、2小学校、1中学校に開設をいたしまして、巡回指導も実施をしながら、町内全ての小・中学校について対応を行っております。通常学級で学習する児童生徒の中で、学習や生活の面で困難さのある児童生徒が本来の力を最大限に発揮できることを目指すものとして、個々の特性に応じ個別指導を行っているところでございます。

次に、課題についてでございます。今日、特別支援教育へのとりくみや理解が進んでおりまして、特別な支援を必要とする児童生徒は全国的に増加をしております。本町におきましても、特別支援学級の児童生徒数は平成24年度の70名から令和4年度には約2倍の135名となっており、児童生徒数の増加に応じた教員の配置が必要となっております。

現在、特別支援学級のみならず学校現場では教員不足が取り沙汰されており、きめ細やかな教育を行うために必要な安定的な教員の人材の確保が難しいことが大きな課題となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 特別な支援を要する児童生徒は、斑鳩町でも平成24年度の70名から令和4年度には約2倍の135名になっているという現状をお伺いしました。そして、特別支援学級のみならず学校現場では教員不足が取り沙汰されているということで、斑鳩町でも例外ではないかと思えます。それでは二つ目の質問として、支援の必要な児童生徒、障害への理解促進のとりくみについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 障害への理解、促進のとりくみについてのご質問でございます。特別支援学級に在籍する児童生徒の発達のために、必要に応じて通常学級において集団の中で学びを行うことは、児童生徒の成長を促すことにつながるものであり、重要な教育活動であると考えております。また、その学級の児童生徒にとっても支援を要する児童生徒と同じ環境で共に過ごすことで、その特性を理解することにつながるものと考えており、支援を要する児童生徒が通常学級で共に過ごす環境を一定時間確保をしながら、児童生徒それぞれの気づきを促し、相互理解を図っているところでございます。また、教員につきましても、特別支援教育の専門性の向上のため、奈良県におきましては採用後10年以内に特別支援教諭2種免許を取得すること、また、担任を受け持つ教員全員が特別支援学級の担当を経験することなどを推進するなど、特別な支援を要する児童生徒への理解を深めるためのとりくみを進めていくこととされているところでございます。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。次に三つ目として、最初に申しました文部科学省からの特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてということに対して、斑鳩町はどのように対応していかれますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 文部科学省からの通知に対する町の対応の方針に関するご質問でございます。本町におきましては、質問者がおっしゃいます文部科学省からの特別支援学級における授業時間数の目安に関する通知を受けまして、次年度からこの通知の内容にのっとり、子どもたち一人ひとりの特性に合わせた個別の支援計画の一層の充実を図りながら、適切な教育、支援の運用を図ってまいりたいと、そのように考えております。

なお、今年度におきましてもその移行期間として、個別の支援計画の見直しを行いながら、段階的にとりくむよう進めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今回のとりくみによって、今後には様々な影響がある可能性があるのではないかと想像しているんですけども、今後の特別支援学級を担当する講師の方々の配置については、どのようになるのでしょうか。併せて、中学校の配置はどうなりますでしょうか。そして関連して、今、子どもたちに1人1台のタブレットが配られておりますけれども、支援が必要な子どもにとって使いやすいタブレットアプリの導入について、お考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） まず、特別支援学級を担当する町費講師の配置についてのご質問でございます。文部科学省が先の通知で示したことによりまして、今後、特別支援学級を担当する教員の配置環境にも影響を及ぼすことが見込まれます。しかしながら、その状況を見ながら町といたしましても、引き続き、児童生徒の個別の状況に応じた学びを推進するために必要な人員配置を行ってまいりたいと、そのように考えております。次に、中学校への支援教諭の配置でございます。中学校におきましては小学校の学級担任制とは異なり、中学校では教科担任制となり、より個別の状況に応じた指導がしやすい環境にございます。将来の進路、進学を見据えた指導や、社会生活において自立していく力を養うための指導等を行っているところでございます。また、保護者から個別の事例についてご相談をいただくケースもございますことから、ご心配される点について、丁寧に聞き取りと説明をしながら、その事情に応じて必要な対応を検討させていただくこととしております。

今後も引き続き、生徒の学びと成長を支援できよう、その体制づくりに努めてまいりたい

いと考えております。最後に、支援が必要な子どもにとって使いやすいタブレットのアプリの導入についてのご提案でございます。現在、有料のもの、無料のものを含め支援が必要な児童生徒向けに様々なアプリが提供されておりますが、その導入につきましてはセキュリティ対策をはじめタブレット端末の適切な運用を考慮した上で、学習支援のツールとして児童生徒の特性に応じて発達や成長の促進につながるものであるか、しっかりと見極めながら検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） アプリについて、検討していただけるということで、こちらぜひとも早い導入、検討をよろしく願いいたします。そして、中学校においてどのような対応をされるのか、お伺いしましたけれども、事情によって必要な対応を検討いただけることを確認いたしましたので、引き続き、保護者の方また現場の方々ともご相談の上、支援体制づくりを進めていただけるようによろしく願いいたします。今回の通知で、今後どのような影響が起こるかというのは未知数であると思っておりますけれども、私が心配していることは、原則として週の半分以上を支援学級で授業を受けるということで、現在、半分以上の授業数の生徒は支援学級を退級するという可能性があるのではないかとことです。支援学級の在籍人数が減ると講師の人数がおのずと減る可能性があるわけで、十分な支援が維持できていくのかということをお心配しております。支援学級に在籍する児童生徒が減少したとしても、支援が必要な児童生徒が減少するわけではないからです。と同時に、それは講師の方の雇用の問題にもつながっていくと思っております。新年度になり急に解雇になるなどないかということをお心配しております。現在、講師の方々通常在クラスにいらっしゃる時間も多くあるかと思っておりますので、その講師のサポートがあることで、結果的にクラス全体の学びが円滑に進んでいる可能性があったのではないかと思います。また、最初におっしゃっていたように特別支援学級のみならず、学校現場では教員不足が取り沙汰されているということを考えますと、今いらっしゃる講師の方々ももしも退職せざるを得ないということがありますと、再度依頼をしたときに、すでに他で勤務されているという場合もあるかと思っております。そうすると必要なときに、さらに講師の確保が難しくなる可能性があるのではないかと考えています。少しでも子どもが学びやすい環境を整えたいという思いは本当に皆同じ思いだと思っています。人も予算も無限にあることではありませんけれども、子育てしやすいまち斑鳩町として、子どもたちにとって不利益が出ないように、そしてこの心配していることが起こらないように、お願いをしておきます。

それでは、二つ目の質問です。二つ目は、空き家、空き地の除草除去についてです。

空き地は、そうでない土地であっても雑草などの管理の影響により生活にお困りのお声をお伺いすることがあります。そこでまず一つ目として、空き家や空き地また分譲地で売却されていないような土地の樹木や雑草の管理状況と指導体制についてお伺いします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 空き家、空き地などの樹木や雑草の適正管理に係る管理状況また指導体制についてでございます。町では空き家や空き地の樹木、雑草等について、空家等対策の推進に関する特別措置法及び斑鳩町空き地の適正管理に関する条例に基づき、所有者の責務として適正に管理いただくため、現存する空き地を台帳に整備し、毎年、草木が繁茂いたします時期に合わせ、現場を確認し適正に管理がなされていない空き家や空き地の所有者に対し、必要な措置を講じるよう通知や電話連絡を行っているところでございます。令和3年度におきましては、空き家で述べ85件、空き地で述べ89件の指導を行ったところでございます。なお、通知後、一定期間を経てもなお所有者等により何らかの対策がなされていない状況が確認されましたら、再度、所有者等に対しまして改善を求める通知を行っており、対応の状況等に応じて継続的に指導を行っているところでございます。また、通知する際にも所有者等が遠方で現地確認ができないこともございますことから、草木の繁茂状態等を理解いただき、早急に対応いただくため、現状写真を添付するなどして対応を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。繰り返しの質問になるかもしれませんが、住民さんからのご相談があった場合にはどのように対応されていますか。

また、農地なども含め、例えば、道路や里道に雑草が生えていて通行に支障をきたす場合は、どのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 住民の方から雑草等の除去に対する相談対応についてでございますが、先ほど申しあげました定期的な現場確認による適正管理の指導のほか、個別の案件につきましても住民の方からご相談等がございましたら、適宜、現場確認、所有者への通知等、適正管理に努めていただくための指導等を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 農地など空き地でない場合の対応についてでございますが、農地については、農業委員会より農地の耕作者等に対して適正管理の指導を行っているところであり、その指導以降において、農地の状況等に変化がないようございましたら、

再度、指導を続けている状況でございます。

また、町道や里道など人や車両が通行する施設において、道路に隣接する土地の雑草などが繁茂し通行に支障となっている状況であれば、道路管理者の立場から土地所有者などに適正管理や早期雑草除去に関する指導を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。対応にあたって指導など行っていただいても応じないケースに対しては、どのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 町では、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例第4条の規定に基づき、空き地等の所有者に対して適正管理の指導を行っているところでございますが、同条例第5条では、指導を行った後もなお、管理不全状態にあると認めるときは、必要な措置を講じるよう勧告することができること。また、同条例第6条では、勧告に従わない場合は必要な措置を講じるよう命令することができることを定めており、第7条では、正当な理由なく命令に従わないときは、事実を公表することができるという規定にしております。さらに、第8条では、命令に従わない場合において、履行確保が困難であり、かつこれを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、代執行を行うことができることを規定をしております。町といたしましては、空き地等の適正管理につきましては所有者の責務であり、継続的に適正管理いただけるよう指導を行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今、ご説明いただきましたけれども、命令に従わない場合において、代執行を行うということができるとご説明がありましたけれども、ではその代執行はどのようにして行われるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 代執行につきましては、先ほど申しあげましたとおり、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例第8条の規定に基づき、命令に従わない場合において、履行確保が困難であり、かつこれを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、代執行を行うことができることとしております。現場の状況、指導や勧告、命令などの措置の状況などに応じまして、行政代執行法の規定に基づく手続き、対応を行うこととなっております。しかしながら、代執行につきましては、継続的な適正管理の観点や代執行による費用の回収が困難となりやすく、公費負担となることなどから、措置については慎重

に検討する必要があるものと考えております。

空き地等の適正管理につきましては、繰り返しとなりますが所有者の責務であり、町といたしましては勧告や命令、公表、代執行などの措置にまでならないよう、所有者等に対しまして条例あるいは当該措置等についての周知を図りながら、継続的に適正管理いただけるよう指導を行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ご説明ありがとうございます。適正に管理されていない空き地などは、職員の方々が所有者のもとに出向いて面談していただいたりして解決していただいているというケースも理解した上で、今回、質問させていただきまされたけれども、それでも何年も放置し、結局、まわりの住民さんや自治会が仕方なく除去するというのも現実にあつて、代執行がどのようになれば行われるかということをお伺いしたわけなんですけれども、現在、ハードルが高そうであるということも理解をいたしました。しかし、管理などをしなければならないと分かっているけれども、高齢化や人手がない、金銭面などのそういった問題で、管理ができないというような問題はますます増えていくのであろうというふうに思います。そして、困った住民の方が助けを求めていくのは行政になるのではないかと思います。そうすると、行政のほうでもまた負担が増えていくということもなるのではないかと感じています。最終的には代執行もあるという姿勢も見せ、引き続き指導していただきながら、なかなか解決されなくて困っている事案も、今も現実にありますことから、ほかに何かよい案があれば、研究していただけたらありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、斑鳩町職員の方々の心の健康についてでございます。地方公共団体は社会経済情勢の変化に伴い、高度化、複雑化している事務事業を実施するとともに、少子化対策や地方行政のデジタル化など新たな行政需要への対応が求められております。加えて近年、頻発する大規模災害や世界規模で感染拡大している新型コロナウイルス感染症など突発的で多大な業務量となる事案も対応しなければなりません。このような厳しい状況の中で、地方公共団体が様々な諸課題に適切に対応し、住民の要望に応えていくためには、地方公共団体の職員一人ひとりが心身ともに健康で、その能力を十分、発揮できることが求められています。

本年度、実施された地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査において、近年、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあると受け止めている地方公共団体が78.2%となっているなど、地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年、増加傾向に

あり、これを抑制するためにメンタルヘルス対策は重要課題ではないでしょうか。

そこで、メンタルヘルス対策のとりくみについて、質問をいたします。

まずひとつ目として、ハラスメント防止についてです。職場の対人関係が原因でメンタルヘルス不調による休務に至るケースが多いということから、メンタルヘルス対策の観点からもハラスメントの防止は重要であり、個々の職員がその能力を十分発揮できる職場環境を整える必要があると考えますが、そのとりくみについてお伺いをします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員のメンタルヘルス対策についてのご質問でございます。

厚生労働省の調査によると、近年、メンタルヘルス不調による休業者や退職者が発生した企業の割合は増加傾向にあるとの結果が出ております。地方公共団体におきましても、その傾向は同様であり、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会の令和3年度の調査報告書によると、メンタルヘルス不調による休務者は10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっております。このような状況を受けまして、町といたしましては職員一人ひとりが心身ともに健康でその能力を十分発揮するためには、職員のメンタルヘルス対策にとりくむ必要があると考えております。メンタルヘルス対策には職員自身がストレスに気づき、メンタルヘルス不調に対処するための知識や方法を身につけて対処するセルフケアと、管理監督者が職場環境の把握と改善、職員からの相談対応を行うラインケアの双方が必要であることから、まず、セルフケア対策として、自身のストレスに関する気づきの機会とすることを目的に、毎年1回ストレスチェックを実施しております。なお、このストレスチェックで高ストレスであるという結果が出た職員に対しましては、町が面接指導を委託した医師の受診を勧奨しているところでございます。また、社会的ストレスの心身に及ぶ影響についての認識と理解を深めるとともに、ストレスに打ち勝つための方策等を学び、職員の健康管理に役立てることを目的に、メンタルヘルス研修を開催しております。

次に、ラインケアの対策といたしまして、メンタルヘルス研修において管理職員に対し、メンタルヘルス不調者の早期発見と対応を図るため、日頃から部下や同僚の様子を観察し、コミュニケーションを絶やさないこと、メンタルヘルス不調の兆しがある場合には産業医や医師の受診を促すなどのラインケアの重要性につきまして、また、各種ハラスメントを要因としてメンタル不調に至ることもあることから、ハラスメント対策についての内容を含めた研修を開催しているところでございます。

ハラスメント対策といたしましては、ハラスメントに関して職員が認識すべき事項や相談窓口について定めた斑鳩町ハラスメント防止に関する指針を策定し、全ての職員がハラ

スメントに関する正しい知識と対策等について共通の認識を持ち、職場全体で防止対策にとりくむよう努めているところがございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ありがとうございます。

町長が住民の付託に応える施策を円滑に実施するためには、組織を効率的に動かしていくことが必要であり、そのためには職員一人ひとりが心身ともに良好な状況を維持した上で業務にとりくむ環境整備を行うことが必要であると考えています。総務省令和3年度総合的なメンタルヘルス対策に対する研究報告書の中で、とりくみの方向性が示されていますけれども、そのためには、組織のトップである町長がメンタルヘルス対策は重要課題であるということを認識し、メンタルヘルス対策にとりくむことが求められると書いてありますけれども、中西町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） メンタルヘルス対策につきまして、先ほど、部長のほうからも答弁をさせていただきましたとおりの説明でございます。これからも職員といろいろと協議等もできる、信頼のできるそのような場をつくりたいというふうに考えておきまして、これからは風通しのよい職場づくりということで、職員と一緒に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 町長ありがとうございます。特にハラスメントについては、どのような言動がハラスメントに該当するのか、十分、意識していなかったり自分では気づいていないというケースもあると考えられるため、管理職の理解を十分深める必要があると思っています。また、メンタルヘルス対策に多くの関係者が円滑に連携できるよう、中西町長のリーダーシップの下、全庁的なとりくみ体制を確保し、職員の心身の負担を軽減、より働きやすい職場に向けて環境整備にとりくんでいただくようお願いをいたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1 番、溝部議員の一般質問は終わりました。

10時25分まで休憩いたします。

（ 午前10時04分 休憩 ）

（ 午前10時25分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず第1点目の質問です。生理の貧困対策について伺います。9月議会におきましても私は同様の質問をさせていただきました。なぜ続いてこの12月議会にも一般質問に取り上げたか。それはひとつには、9月議会での私の一般質問の通告、つまり1日本会議の日ですね、そのすぐ後に南中学校での生理用品トイレ内に設置のお知らせ、それと翌日の取り消しがありました。南中だけではなく町全体から多数の疑問視する意見が次々と聞こえてまいりました。今回、9月議会と同じような質問を続けさせていただきますけれども、よろしく願いを申しあげます。

回答いただく前に、まず初めに、町長と教育長にお伺いいたします。私が先日、総務課にお願いをいたしまして、町長と教育長のところにお届けいたしました住民から濱宛に送られてきたファクスを読んでもらっていただけましたでしょうか。読んでいただけたかどうか。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 読ませていただきました。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 私も読ませていただきました。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。私のところにファクスでご意見が来るといのはそんなにないです。だいたい、電話であったりとか対面のときにお話を伺うんですけども、ぜひとも読んでいただきたいのでお届けさせていただいたところです。

そのファクスの文をちょっと皆さんにも聞いていただきたいので、短いので読みあげさせていただきます。よろしくお願ひします。ちょっとご挨拶のところは飛ばしますけれども、さて、議会だよりいかるがNO. 114号の濱真理子議員の一般質問について。主題、生理用品の学校トイレ内設置の再検討について。議員の斑鳩町でもトイレ内設置の再検討についての質問に対して、教育次長の答弁は、令和3年度と令和4年度について、小・中学校5校での生理用品の配布実績は47件で、その理由として大半は持ってくるのを忘れたのことで、家の事情で持たせてもらえなかった等の理由はなかったとのことですが、考えてみてください。仮に家の事情で持たせてもらえない子どもでも、職員室に行っ、て、手渡しで生理用品をもらわなくてはならないとなれば、子どもでも自尊心というものがあります。果たして、家の事情で持たせてもらえなかったの、で、くださいと言えますか。

おまけにその状況を利用して、家庭環境の状況の把握につなげるといいますが、毎日のように顔を合わせている担任教師のほうが、その子の家庭環境をよく知っているはずで、教育次長のような考え方は、お役人的な上から目線の考え方で、とても子ども目線まで行政が考えているとはとても思えません。そういう考え方では、ヤングケアラー問題を真剣に考えることは無理でしょう。もっと物言えぬ小さな心に寄り添う気持ちを持つべきです。手渡しでしかもらえないというような、気兼ねしなくても自分の意思で生理用品を使えるようにすべきです。社会的にも自分の意思で生理用品を使えるようになりつつある中で、前時代的な考え方では、斑鳩の教育委員会だけ取り残されます。

この方は、斑鳩町にお住まいの40年以上、医療従事者として臨床現場で働いてきた男性でございました。ちょっとそれましたけれども、こういったファクスをいただきました。

このファクスのほかにもたくさんの電話がございまして、この南中でのやり取り、また、議会だよりを見てのこの質問に対してのご意見、たくさん伺いましたけれども、やはりこの私の要望しておりますトイレ内に設置するということについて、改めてこの議会でも聞かせていただきたいと思っております。まず最初に、住民や子どもたちへの生理用品の配布支援事業についての町の考え方について、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 生理用品の配布支援事業についての町の考え方についてありますが、生理用品を無償で配布することにより、困窮している女性の負担を少しでも軽減し、誰もが安心して暮らせる一助とするためでありますので、この事業は生活困窮者への対策として必要なものと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。しっかりとお答えいただきましてありがとうございます。その理念に従って、この事業を進めていかれることと思っております。

それでは次のことで教えていただきます。9月の議会の後、どのように現況が進んだかということで、②としてお伺いいたします。町福祉課及び社会福祉協議会、それから小中学校での生理用品の配布申し出の現況についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 生理用品の配布状況についてでございます。はじめに住民生活部より、町社会福祉協議会、福祉課窓口での配布状況について、ご答弁をさせていただきます。今年9月議会に同様の質問をいただいた際に、8月までの配布実績をお答えさせていただいておりますので、9月以降についてお答えをさせていただきます。

9月から11月の3か月間におきまして、町社会福祉協議会窓口で9パック、役場福祉課窓口では5パックの計14パックの配布を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして私のほうより、小・中学校での配布状況についてご答弁をさせていただきます。同じく令和4年度9月から11月までの3か月間で、町立小中学校5校の合計で38件の配布をしているという状況となっております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。前回のときの配布状況に、今、ご報告いただきました数を足しますと社協で28、福祉課では15ですので、数としてはあまりたくさんではないけど、受け取りに来てくださった方があるということはわかります。

それから、小・中学校のほうも前のときには始まった令和3年6月から3月までの数の報告だったように思うんですけど、私の思い違いでしょうか。始まってからはトータルでいくらでしょうか、すみません。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 前回の9月議会でご答弁をさせていただいております令和3年6月から令和4年度、今年度の第1学期までの1年間で47件となっております。それ以降、3か月間で38件というところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。たくさんの方が受け取りに来ていただけたらと思ってたんですけども、先ほど、ファクスの中には子どもさんがご自分の家で持たせてもらえない経済状況が大変なんだというようなことで受け取りに行くのは、そんなのは言えるもんじゃないというようなご意見がございましたけれども、成人の女性の方が福祉課であったり、そして社会福祉協議会の窓口に行って受け取る、名前も言わなくてもいいし、話もしなくてもいい、カードを見せればもらえるという、そのことは評価できることだと思いますけれども、やはり対面で受け取るというのには、大変、抵抗があるので、本当は受け取りに行きたい、もらいたいんですけども、やはりそこで躊躇してしまうという、こういった意見をたくさんいただいております。そういったことから、町のほう、また社会福祉協議会も、学校も、気持ちとしては一生懸命というふうにとりくんでくださってるんですけども、一番大切なご本人の気持ちの問題、その辺のところにもう少し寄り添って進めていただきたいと切に思うところでございます。

次にお聞きしますのは、3番の配布の開始からの推移についてですけれども、数だけで

なくて住民さんのほうの受け取り方だったりとか、そういったことでお気づきの点があったら一緒に教えていただきたいです。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） まず、配布状況についてでございます。令和3年度におきましては、5月から事業を開始しておりまして、町社会福祉協議会窓口で1パック28枚入りのものを令和3年度では66パック、役場福祉課では28パックの計94パックの配布実績がございます。令和4年度におきましては、4月から11月までの8か月間で町社会福祉協議会窓口で28パック、役場福祉課で15パックの計43パックを配布をしているところでございます。配布の際、住民の方から特にご意見をいただいたという報告は受けていないところでございます。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 事業開始以降の件数ということで、先ほどからの繰り返しになってしまいますけれども、令和3年6月から令和4年第1学期までの1年間で47件、また、令和4年9月から11月の3か月で38件と、このようになっております。

各学校のほうでその取り扱いにつきまして、発言をすることなく意思表示できるよう心がけて対応しているところでございますけれども、保健だよりのほうにカードと同じ内容を記載をいたしまして、その部分を切り取って保健室まで持参をすればカードと同じ取り扱いをしていることなど、学校から新しいとりくみもさせていただいていると、そのような状況でございます。それで件数のほうも増えてきているということで、児童生徒のほうにも浸透してきているのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） すみません、学校の子どもたちに配布の分ですけれども、社協とか福祉課では28枚入りのパックということですが、学校ではどのくらいの数を一度にお渡しになるのか、その辺を少し教えてください。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） それぞれ状況に応じまして、1回あたりにひとつであったり二つであったりというところがございます、渡した回数といいますか件数でお答えをしております。個数については、ちょっと今現在、把握してないというところでご理解を、個数につきましては把握を今現在、手持ちがございませんのでご理解いただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。28枚入りをお渡ししているのが福祉課とか社協ですけれども、28枚というのが人にもよりますけれども、どれだけの日数というか、対応できるのかなと思うと、多分、1回分だったらそれですむか足りないかというくらいだと思いますけど、子どもさんにひとつとか二つとかかというようなものをお渡ししている。それは持ってくるのを忘れたからとかいうようなことでお渡しをしているのでそうなんですか。今、実際にはないということですが、自分のところでは買ってもらえないから欲しいといったときに、ひとつ、二つを渡すというのはちょっと違うんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今のご質問ですが、先の委員会でもお話しさせていただいたかと思うんですが、学校長のほうには、そうではなくて、お子さんの状況によって必要な数だけ渡してくださいという話をしています。そのときに「なぜ」とか、そういう質問は一切しないこと。それから、ごきょうだい等々の必要なことがあれば渡してくださいという形で、その子の状況に応じて渡させてもらっているのですが、ただ、そのときにも必要なのは、対面式は取らない方法も今現在、学校は検討しておるわけなんですけども、どうしても会話というのが必要になってきます。お子さんのほうからそういう状況が何もなくても、先生方のほうからお声がけをして必要に応じて渡す段取りはしております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ちょっと先に進みます。日本製の生理用品というのは、品質の良さで世界から注目をされているものであります。衛生面で問題がある、そういった国の地域などで、傷であったりとか手術後のガーゼに使うようなこと、そういうふうにも利用されてもいます。しかし、国内の製品であっても原材料により品質やそして価格に大きな差がございます。9月の議会でも言いました。また先ほどの答弁でも、困惑している女性の負担を少しでも軽減し、誰もが安心して暮らせる一助とするとあります。安心して安全な生理用品を使用することは、女性の人権を尊重することにほかなりません。

次にお伺いします。④として、配布している生理用品、社協さんとか福祉課でされている分ですね、災害時のための備蓄を利用していると聞いています。品質や使用限度についてはどうでございませうか。教育委員会のほうは購入しているということですが、同じことについて教えてください。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 質問者がおっしゃいますように現在、配布している生理用

品は町社会福祉協議会、福祉課で配布しておりますのは災害時の備蓄用として平成28年11月に購入したものととなります。品質といたしましては、昼間にご利用いただく一般的なタイプのものを配布をしているところでございます。使用期限につきましては、現在、配布している物品には記載がされておりませんが、メーカーのホームページでは、高温多湿な場所での保管を避けるなど通常の保管をしている場合はずれ止め部分の粘着性の低下、あるいは変色などがない限りは使用可能とされておりますので、職員のほうで半年ごとに確認をし、配布することとしております。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校現場における生理用品の確認の件でございます。学校現場におきましては、先ほど、住民生活部長のほうから答弁がありましたけれども、同様に養護教諭等の中で品質を確認をしながら対応しているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。食品と違って賞味期限のようなものがあるというのがないので、表示はないんだと思いますけども、先ほど、言われたように粘着部分であったりとか何らかの変化というのはあると思います。

また、学校では先ほどのように袋を開けて、そこから個別の袋入りをお渡ししているということになったら、食品でいえば開封後ということですけどね。そんなようなことですけども、福祉課のほうから、定期的に職員が確認されているということですけども、これまでに何か不良であったりとかそういったものというのはなかったんでしょうか。学校でもそれがなかったかどうか、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 職員から、不良品があったという報告は受けておりません。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校のほうでございます。学校につきましても、そういったことを学校現場のほうから報告を受けたということはございません。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、衛生面ではしっかりとしたものをお渡しするということが大事なことですし、大丈夫そうだということでも、備蓄の分だったら10年、20年とやはりそれはもたないと思いますので、どこかでしっかりと見極めていただきたいと思います。

そしたらこの項目での最後のことをお伺いします。⑥です。学校トイレ内への設置をし

ない理由、これについては、今までの回答と一緒にございますか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校トイレ内への生理用品を設置しない理由についてのご質問でございます。9月にも答弁をさせていただいておりますけれども、生徒の背景にある家庭環境の状況を把握できる機会と捉えまして、本当に必要とする支援につなげてまいりたいと、このように考えておりますので、今、考えのほうは変わりはありません。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 前回と同じ回答だということで、たいへん残念でございます。

先ほどの紹介をいたしました斑鳩町の方からのファクスですけど、この分については、私はずなぎりのある郡内の共産党の議員にそれぞれ見ていただきました。また、共産党奈良県の委員会でもこの分については見ていただきました。それと、私の一般質問の短くした記事ですけど、そういったものも見ていただいて、どう思うというようなことから始まりましたが、やはりただいまの回答を、私がまた町民の方に対してお知らせをすると、この質問を何度も繰り返しているということも含めまして、町民の方からは、納得できないという声がさらに強く上がってくると思います。

県内の自治体でも試しにやってみるといようなことで始められているところもあります。これまでの回答に固執することなく柔軟にあたっていただきたいと思います。

私のもとに、先ほど言いましたように電話が何本もかかってまいりました。子どもさん、お嬢さんがいらっしゃる母親が、なかなか生活が大変でというところで、その方が、自分でも役場のところに対面でもらいに行くのはとても嫌だ。それと同じ思いを娘にはさせられへんと、こういうふうにおっしゃいました。そしてまたほかの方は、この生理用品を買うために、ほかのところで切り詰めて節約して、これを買っていると、こういうふうにおっしゃいました。どちらのお母さんもこれが本音でございます。

前回の質問のときも申しあげました。本当に子どもさんの気持ちに寄り添った、そういったことをして対応をしていきたいと思っておりますので、改めて申しあげます。

学校内のトイレ内に生理用品を置いて自由に使えるようにしていただくことを要望としてあげさせていただいて、この質問を終わらせていただきます。

さて次の質問に移ります。町内の公園について、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えてきたのではないかと、国民の期待は高まってきたのに、まだまだ予断を許さない日々が続いています。ワクチンや飲み薬などの普及が進み政府の規制緩和も進んでいます。町でも観光客が増加し、各種の行事が再開されてい

ます。感染予防対策は日常となりましたが、住民の心身共に受けるストレスはまだまだはかり知れません。人との接触や素手で触ることを避けるなど、子どもから高齢者まで我慢の日々が続いています。そのような日々ですが、安心して利用できる公園が住まいの近くにないことから、小さなお子さんや高齢者が外出を控えてしまうなどの状況が見えてきました。生活に重要な空間である公園は必需品です。身近なところに公園が欲しいとの声はこれまでも多くの方々から上がっています。

まず最初に、町内の公園について、現在の様子をお聞きします。①に挙げさせていただいたのは、箇所数、規模、遊具等、手洗い場、トイレ、駐車場そして清掃等の管理等についてです。県立公園等についても、わかる範囲でお答えください。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内の公園の現在の状況についてのご質問でございます。

町内には町が所管する都市公園が47か所あり、ほかには教育委員会が所管する史跡中宮寺跡や奈良県が所管いたします県立竜田公園などがございます。そのうち町が所管する都市公園について、その概要をご説明させていただきます。まず、公園の規模といたしましては、大和川第一緑地など500平方メートルを超える規模の公園が13か所、500平方メートル以下の公園は住宅地内などにある小規模な公園を中心に34か所ございます。

次に、遊具手洗い場やトイレの設置状況についてでございますが、遊具は総数で112基あり、遊具のある公園は28か所、遊具のない公園は19か所でございます。またトイレのある公園は上宮遺跡公園と並松児童公園の2か所があり、トイレ以外に手洗い場のある公園は5か所となっております。ほかに史跡中宮寺跡と県立竜田公園にもトイレと手洗い場がございます。次に、駐車場についてでございますが、町の都市公園で駐車場を併設した公園はございませんが、史跡中宮寺跡はコスモスの開花シーズンに合わせた臨時駐車場を設けており、県立竜田公園は来園者用の駐車場がございます。

次に、清掃等の管理状況につきましては、町が清掃や草刈りを行っている都市公園は上宮遺跡公園や大和川第一緑地など8か所ございます。なお、トイレの管理につきましては、シルバー人材センターに清掃業務を委託いたしております。

その他の都市公園の管理につきましては、町と地元自治会との間で公園の管理に関する協定を締結し、双方が協力しながら公園が地域の余暇活動の場として快適にご利用いただけるよう適切な維持管理に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。町が所管する都市公園の設置状況の概要

を回答いただきました。ありがとうございます。

都市公園が47か所ありますが、自治会内に公園のないところが現存しています。現在は子どもが稲刈り後の田んぼや河川敷であったりとか、空き地や用水路などで遊ぶ姿はほとんど見られません。私有地には入らない、また、危険箇所へは近づかないを守るのは当たり前でございます。だからこそ、安心安全な公園を望む声は当然でございます。

定期的な遊具の点検や交換などは地元の意見を聞いて実施されていますが、遊具のない公園についても要望があれば、ぜひ実現されるようお願いをいたします。また、空き地が放置され雑草が茂り、周辺に迷惑をかけているなどがございます。整地や草刈り、また犬、猫の禁止等を町が行うとして、この持ち主に使用協力を求めるなどもぜひとも検討していただきたいと思っています。500平方メートル以上の公園13か所のうち8か所については、町が直接、清掃や草刈りを行っているとのことですが、残りの5か所と、それから500平方メートル以下の34か所が自治会との協定書を交わしていることと了解いたしました。自治会の関係について、次にお伺いいたします。

②として、自治会との関連についてお聞きいたします。町内の自治会はどこも高齢化が進んでいます。自治会の役や行事の役などができないからと自治会を脱会する高齢者だけでなく、新しく開発され住宅が建設され、若い方が入居されたが、自治会へ入会はされない。子どもさんが公園で遊んでいるが、自治会の清掃や草刈りには参加されない。夏など雑草がすぐに伸びるが、1回、2回では追いつかず公園があっても中に入れない、また遊具で遊べないなどの声も多く聞かれます。自治会と結んでいる協定書の内容が現在の事情にそぐわないのではないのでしょうか。子育て支援も高齢者支援も充実するため、身近な公園実現に対して町の今後の方針についてお答えください。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 現在、39か所の公園において町と自治会との間で公園の管理に関する協定を締結し、清掃、除草、剪定など日々の管理を地域の皆様にご尽力いただいているところでございます。しかし、自治会未加入者の増加や地域住民の高齢化などによりまして、自治会で日常の維持管理を行うことが困難になってきているといった声も聞いているところです。町といたしましても、公園は様々な余暇活動などを行う場としての利用効果と、緑に覆われた空間が存在することで都市機能や都市環境等が向上する存在効果が発揮される場所であり重要な環境インフラでありますことから、適正に管理された状態を維持することが大切であると考えております。このことから、公園が地域の皆様の生活に潤いや安らぎを感じていただけるような魅力ある場所となるよう、将来を見据えた

公園の在り方や管理手法について調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。重ねて自治会で管理されている公園についてもお願いがございます。先ほども言いましたように、公園としてあるのだけれども、実際には遊具が草の中に埋もれてるとか、そういった公園も1か所、2か所じゃなくあちこちで見受けられます。また、町で管理してくださっているところでもトイレのお掃除をシルバーさんをお願いをしてくれてた上宮遺跡公園ですか、もう随分と前ですけども何か月も掃除が行き届いていなくて、いつも使われる方が申し出られて、そしたら担当していたシルバーの方が何か体調の都合かで行かなかったのでそのままになっていたということが実際にございました。町のほうでそういった公園の見まわりというのか、見てまわる、確認をしてまわるとかいうようなこと、町の実際に直接、関わっているところだけでなく自治会さんの中の公園についても見ていただけたらなと思いますので、そして、適切にそこが使えるように手助けしていただく、または何らかの形で公園として機能するように、ぜひともしていただきたいのでご尽力いただきたいと思います。

今ある公園を快適に利用できるようにすることに加えて、高齢者も幼児も徒歩で行ける範囲に安全な公園をぜひとも増設していただきますよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

三つ目の質問をさせていただきます。補聴器の購入の補助についてでございます。

奈良県下で初めての補助実現をしていただきありがとうございます。町長選挙の公約を実現していただき、多くの方からうれしい声が聞こえてまいりました。ありがとうございます。すぐ斑鳩町の後を追って、三郷町が実施し、県下に広がりつつあります。

1番としてお尋ねいたします。現況をお知らせください。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 補聴器購入助成制度ついてでございます。今年度4月からの事業開始以降、11月末までで11件の申請がございました。助成額は合計で20万8,850円となっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。11件の方が受けていただいたということです。では、購入の方は購入金額の半分、そして上限が2万円ということですが、実際に補聴器を買われた金額というのがもしわかれば教えてください。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 補聴器を実際に購入された金額についてでございます。補聴器1台当たりの購入金額は2万8,300円から25万3,800円までにわたっておりまして、1件当たりの平均金額にいたしますと約13万2千円となっております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ご回答いただいたその金額はかなりの高額のものをお買いになった方もいらっしゃる。反対にまた、金額からすると2万円の補助よりも少ない補助の方もいらっしゃるということで大きな幅がありますね。補聴器が性能がいい機種を選ばれた方が結構多くおられたと思われまます。補聴器の使用は生活上の聞こえの改善、その期待の強さを示していると思いました。しかし、良い機種であっても、一人ひとり聞こえの個人差がございます。それぞれの方に適合しなければなりません。補聴器を始めた頃には良いと思ったけれども、何日か経ったら体調不良が出てきたなどと、せっかく購入した補聴器をやめた、そのまま使わなくなったと言われる方もいらっしゃるようでございます。補聴器の調整に係る費用については、購入費用に含まれているのでしょうか、お願いします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 補聴器購入に係る調整費用についてでございます。補聴器購入にあたり、購入者の耳の形や聴力状況に合わせるための調整費用につきましては、補聴器販売価格の中に含まれているということから、補助対象ということになっております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 購入時に含まれているのは当然であると思えます。しかし、数か月後などでは有料となる可能性もあるのではないのでしょうか。本人が調整保証期間のようなものというのを購入時に確認することも大事なことだと思いますので、そういったことも補助申請のときに聞いていただけたら丁寧な対応になると思えます。

さて次に、1番の本題でございまして、④として、補聴器補助額の増額へのとりくみについて、お伺いいたします。現在の物価高騰は高齢者の生活を直撃しています。もちろん子どもさんの生活も直撃です。

こういった中で、補聴器の補助の増額についてのお考えはいかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 補聴器購入補助金増額についてでございます。現在の助成額につきましては、補聴器の購入費用の2分の1を乗じて得た額といたしまして2万円を限度としているところでございます。この金額につきましては、軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度における、軽度・中等度難聴用ポケット型、耳掛け型の補助基準額を参

考に設定をしたところでございます。身体障害者手帳取得者の補助基準額につきましても、聴力に応じて設定されておりまして、この制度は手帳を取得するに至らない聴力レベルの方への助成となりますので、この軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度との整合性も鑑みる必要があることから、現在のところ補助金の増額については考えていないところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） いくつかの国の制度などの例を挙げていただきましたけれども、障害者手帳取得者への補助額、これをまた違った観点から見ますと、この金額が十分ではないとも思えます。お答えの前半についてはこういった金額など恒久的なものではなく、今後、これについても変更、増額の可能性もございます。斑鳩町で制度創設してから間もないですが、現在の補助額も恒久的ではないと柔軟にご検討いただきますようお願いいたしまして、私のこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、嶋田議員の一般質問をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして私の一般質問を行います。

まず最初に、都市計画道路安堵・斑鳩・王寺線についてであります。本来は安堵・王寺線ですが、ここで斑鳩の文言を入れたのは、質問で斑鳩の進捗状況を聞くためであります。現時点で斑鳩地区における進捗状況について、お伺いします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町内における都市計画道路安堵・王寺線の整備状況についてでございます。都市計画道路安堵・王寺線につきましては、昭和42年8月25日に奈良県が都市計画決定を行っておりますが、今日まで事業化の手続きが行われておらず整備が進んでいない状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、安堵地区における進捗状況はどうなっていますか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 安堵町域の都市計画道路安堵・王寺線の整備状況についてでございますが、現在、大和中央道、昭和工業団地交差点から西方向に安堵中央公園の南側を経て、西名阪自動車道と交差する地点までの区間が整備済みとなっております、その区間

から西側の斑鳩町との行政界までの区間につきましては未整備となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） いかるがホール北側の三代川から住居地域南側の区域は区画整理事業区域として用途変更もされ、JR法隆寺駅からいかるがホールまで大型バスでも悠々と通行できるアクセス道路を計画されていまして。現在、町は県と法隆寺駅地域の整備計画を協議されていると思いますが、この駅からホールまでの道路に関してはどのように協議されていますか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） JR法隆寺駅の南側の整備に関しましては、令和3年9月29日に奈良県と町の間で両者が連携、協力し、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的とした、まちづくりに関する基本協定を締結いたしました。その中で、JR法隆寺駅南側について、都市機能の集積化とJR法隆寺駅までのアクセス道路の整備の検討を進めていくことといたしております。今後、都市機能の具体的な内容及び規模、JR法隆寺駅や県道大和高田斑鳩線からのアクセス道路の位置、幅員、線形などの詳細を検討していく中で、安堵・王寺線につきましてもその整備の必要性を含め、実現可能性の観点を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在、パークウェイの整備は小吉田交差点から万代横まで延伸されようとしています。完成すれば、国道25号線の渋滞は和らぐと思われそうですが、河合方面からの車がパークウェイに流れ込むことが予想され、今度はパークウェイ自体が渋滞するおそれが出てくる可能性もあります。安堵・王寺線があれば、南のほうから来る、すなわち河合のほうから来る車はパークウェイを通らず王寺方面へ抜けられます。パークウェイに車が集中する可能性が低くなり、パークウェイが渋滞するとすれば、その緩和につながるとは思われますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内の都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備状況といたしまして、現在、国におきましていかるがパークウェイの整備が進められております。これまで三室交差点から小吉田交差点までの区間で完成いたしており、今年度から小吉田交差点から東側に向けて工事を着手しております。町といたしましても、本事業の推進により現国道25号の渋滞緩和や交通の安全性の向上はもとより、町域へのアクセス性の向

上、安全で快適な歩行空間が形成されると大きく期待しており、まずは国と連携しながらいかるがパークウェイの整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の都市計画道路安堵・王寺線につきましては、現段階でいかるがパークウェイに先んじて整備着手を図ることは難しいものと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 龍田方面や法隆寺方面の国道で車が渋滞したときは、パークウェイがあれば国道がこんなに渋滞しなくてすむのにと思いました。今後もしパークウェイが渋滞すれば、安堵・王寺線があればと思うでしょう。ワンウェイよりツーウェイ、ツーウェイよりスリーウェイがベターです。今から計画するより、すでに計画されている道路計画を速やかに実行されることを提言いたしまして、次の質問に入ります。

送迎バスの子ども置き去りについてです。

保育園や認定こども園で園の送迎バスに置き去りにされた園児が死亡するという痛ましい事件が発生しました。お亡くなりになられた園児の方々には心からご冥福をお祈り申し上げます。また、ご家族の方々にも心からお悔やみを申し上げます。

大阪府では、2017年から本年11月までの5年間で19件の園児置き去り事案が発生していたと公表されました。幸いにもいずれの事案も園児に健康被害はなかったとのことでした。そこでお伺いします。私立も含めて保育園、幼稚園、開園が予定されている認定こども園の送迎バスの現況についてお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） ご質問いただきました送迎バスにおける児童の置き去りについてですが、昨今、本来、児童を守るべき大人の不注意や怠慢等により、未来ある児童の命が失われる痛ましい事故が続いています。国においてもこれらの事故を受けて関連する施設に対する注意喚起を行うとともに、令和5年4月からの安全装置の設置の義務化や設置費用の補助などの方針が示されているところでございます。

さて、斑鳩町における送迎バスの状況ですが、公立及び私立の保育園では送迎バスの運行は行っておりません。また、令和6年4月に開園を予定している公私連携幼保連携型認定こども園においても、開園に向けて事業者との協議を行っておりますが、送迎バスの運行は予定しておりませんので、その旨をお答えさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 続きまして、私のほうから幼稚園についてでございます。

まず、公立の幼稚園におきましては、先ほどの保育園と同じく送迎バスの運行は行って

おりません。また、私立幼稚園に対しましては、県立、私内私立幼稚園の監督官庁であります奈良県から、子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底することなど、バス送迎にあたっての安全管理の徹底について周知がなされているところでございます。町におきましても、その周知内容を共有しているところでございます。

また、文部科学省が示す点検項目につきまして、奈良県が県内で送迎バスを運行している私立幼稚園23園に対して実地検査を行った結果、全ての幼稚園におきまして、子どものバス車内への置き去り防止の対策が講じられていることが確認をされております。

幼稚園及び学校生活におきましては、遠足や修学旅行、校外学習の際に乗車する民間事業者のバスなど、幼児、児童生徒がバスを利用する様々な機会がございます。これまでの各校、各園における幼児、児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、場面の切り替わりにおける幼児、児童生徒の人数確認の在り方などについて、自主的な点検を行い、改めて安全管理を徹底してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私立、公立保育園での送迎バスの運行は行っていないとのことでしたが、今、教育委員会の答弁にもありましたように、園外活動等でバスを使用する場面は多々あると思います。それらを含めていま一度、園関係者に注意喚起をお願いしまして、最後の質問に入ります。

子育て支援についてであります。生き生きプラザにおける子育て中の乳児、幼児とその保護者の方々の利用状況をお伺いします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 生き生きプラザ斑鳩の子育て中の親子の利用状況についてでございますが、生き生きプラザ斑鳩内で毎日開設しております、つどいの広場の利用状況について、お答えさせていただきます。

令和3年度の利用実績は6,381名、1日平均で25名、令和4年度10月末現在の利用実績は3,349名、1日平均で22名となっております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 令和3年度で約6,400名ほどとのことですが、この数値が多いのか少ないのか、他の市町と比較できないためわかりませんが、このコロナ禍の中の数値としては大変高い数値だと感じています。私の近くに住まわれている若いお母さんが、2番目の子どもを産むため里帰りされているとのことですが、舞鶴市の子育て交流施設、

「あそびあむ」へ毎日のように上の子を連れていっていた。この施設は動のエリア、静のエリア、木の玉プール、つくって遊ぶエリア、2歳以下のあそプレ、3歳以上のあそプレ、0・1・2歳コーナー、絵本コーナー、おままごとコーナー、トレインですね、汽車コーナー、中庭エリア、これはたぶんアスレチックだと思います。砂場、授乳室、交流室等があり、充実した施設になっていた。斑鳩町の施設も、もっと充実させてほしいとのことでした。その方は、宮津市の子育て支援センター「にっこりあ」にも行ったが、充実した施設であったとのことでした。この話を最近聞いたばかりなので、実際にはまだ舞鶴市へも宮津市へも調査には行っておりませんので、私自身の中では未消化の部分があり、その方の話だけですが、あえて質問します。

生き生きプラザのつどいの広場を、今より広く充実した施設にならないでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 現在、子育て家庭の親子が気軽につどい交流する場、遊び場としましては、生き生きプラザ内のつどいの広場を開設するほか、町内の法隆寺幼稚園でも出張つどいの広場として定期的な交流の場、遊び場の開設を行っております。県内の他市町村では、小さいお子さんから小学生まで楽しめるようなアスレチックなどの大型遊具を備えた施設もございますが、生き生きプラザ斑鳩のつどいの広場につきましても、天候に左右されることなく親子で気軽につどえる場、遊び場として子育て中の親子にたいへん好評をいただいております。斑鳩で子どもを産み育てたい、そしていつまでもこの町で暮らしたいと誰もが実感できる子育て応援宣言のまちづくりを進めるため、親子で楽しめる、また気軽に集える場の充実は今後も必要であると考えており、子育て世代のニーズや他市町村のとりくみなども参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 規模や内容は別にしまして、今や子育て支援施設は、若い保護者の方々と乳児、幼児には高いニーズの施設になっていると感じています。ぜひとも、子育て支援施策に重きを置いている町として、さらなる施設の充実を願って、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。お疲れさまでした。

（午前11時26分 延会）